

＜警察政策研究会＞

「社会安全政策論」の今日的意義

田 村 正 博
 (警察大学校
 特別捜査幹部研修所長)

はじめに

筆者は、警察政策研究センターが「社会安全政策論」をテーマに平成17年11月9日警察庁内において開催した警察政策研究会において、講師として私見を述べた。本稿は、その講演内容を基に加筆補正を加えたものである。なお、同センターの四方主任教授には、研究会開催だけでなく、本稿作成においても多大な協力を得た。記して謝意を表したい。

1 「社会安全政策論」という発想

(1) 政策論の不在と提案

交通安全対策の分野では、昭和30年代から、「交通安全政策」という一つのパッケージとして、明快な目標の下に、他機関の活動を十分視野に入れて、警察として何を目標にし、どのような活動をするかが意識的に論じられ、取り組まれてきた。

これに対し、一般の犯罪に関しては、犯罪捜査の在り方や個別の問題についての検討と努力が積み重ねられてきたものの、全体として対策をどのように展開すべきかという観点からの検討等はされない状況が続いてきた。近年の犯罪認知件数の急増と検挙率の急落をきっかけに、平成15年以降、警察庁による「緊急治安対策プログラム」の策定、犯罪対策閣僚会議による「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の策定など、これまでにない包括的な取組みが展開されるようになった¹⁾。

しかし、犯罪に対する政策が全体としてどのように進められるのが最も

適切かという学問的な検討は行われていない。大学には「刑事政策」という講義科目が従前からあるが、刑事法執行(行刑)の在り方を論じているだけで、犯罪対策全体の政策論とはなっていない(人道主義、科学的犯罪者処遇といったことが基本として述べられているが、政策論として当然に必要なはずのコストへの言及等は含まれていない)。犯罪対策について総合的政策の必要性が明らかになり、国や地方自治体で取り組まれるようになってきたものの、それを分析し、支えるべき政策論がなければ、バラバラなものに戻ってしまうことになりかねない。

このような中、渥美中央大学名誉教授らによって、犯罪(犯罪に類した反社会的行為を含む)を統御するための政策をGovernance of Crimeとしてとらえる研究が行われ²⁾、同大学総合政策学部に「社会安全政策論」という科目が設けられた^{3)、4)}。学問的研究が初めて取り組まれることになったといえる。もっとも、「社会安全政策論」の具体的内容は、まだ固まったものではない。現時点では、「発想」というべき段階にあるものかもしれない。

(2) 主権者としての国民の立場から見た理論

私の構想する「社会安全政策論」の最も重要な点は、「国民自らがコストを負担して自らの安全を守る意思決定を行うための理論」であることにある。「犯罪対策」という用語は、警察ないし政府を主語とし、警察やその他の行政機関が国民とどう関わるか、を問題としてきた。これに対し、「社会安全政策論」は、国民を主語とし、国民が警察その他の行政機関を用いて自らの安全を守るという発想がその基本にある。国民からすれば、警察を含めた行政機関は、自らが設置した道具であるに過ぎない⁵⁾。安全を守るために、どのような組織を設置するか、どれだけの権限を付与するか、どれだけの資源を分配するか(どれだけのコストを負担するのか)について決定するのは主権者である国民であって、社会安全政策論はそのような国民の意思決定に役立つことを目指すものである。

主権者としての国民の側に立った場合、警察等をどのように統制するかは論議の対象となる。ロースクールで授業をした時の経験であるが、警察

の防犯カメラについて講義をした後にディスカッションをすると、「カメラ設置が自分たちの安全のために有効に必要なことは分かるが、目的外に使用される危険性等を防ぐために国民ないし住民の側でどのような統制手段を講じることができるのか」という趣旨の質問が提起される。警察にどのような権限を与えるのかという問題と、国民が警察をどう統制するのかという問題とは一連のものであり、社会安全政策論はその検討に意味を持つと思われる。

(3) 関係機関と国民とが議論できる共通言語

社会安全政策論の発想は、警察その他の関係機関が、国民と語り合う共通言語を作ることにある。我々がこれまで用いてきた言語は、専ら警察の内側で通用するものであった。このことは、他の機関でも概ね同様である。刑罰の適用に関わる機関に限っても、警察、検察、裁判所、矯正、保護観察は、直接関係する機関相互ではある程度の共通性があつたとしても、基本的にそれぞれ別々の言語で論議を展開してきた。

筆者の職場である特別捜査幹部研修所に入所している学生（都道府県警察の警部として5年以上勤務しており、平均年齢は42才である。）に刑務所を訪問した経験を尋ねると、取調べのために行ったことがある者は多いが、刑務所の業務を知ろうとして訪問した者は極めて少ない。最も近い関係にある検察との間でも、公判などに関する検察の研修を受けて初めて気付くことが多いという実感を持つ。関係機関の間の連携の必要性が様々な場面で説かれているが、お互いに他の機関のことをよく知らないままでは、真に意味のある連携を進めることは難しい。各機関は、それぞれ固有の目的達成に向けて努力しつつ、自らの業務の困難性と資源の限界を強く意識していて、他の機関のそれをなかなか理解できない。自らの立場だけから見てみると、他の機関に対して否定的な評価をしがちである。

国民にとっても、犯罪と対策の状況を知ることは容易ではない。国民に向けた情報提供は以前に比べれば格段に進んでいるが、各機関ごとに行われているため、示されている事柄を個別には理解できても、全貌を知ることとは不可能に近い。国民の立場からすれば、同じ発想と言語を用いて、社

会の安全のために活動する様々な機関について、コストと成果（予算・人員、取扱い事案、取扱い手法、達成点と問題点といったもの）が共通性のある言語によって一覧性のある形で示されることが望まれる。

国民が主権者としてよりの確な判断を行うためには、知識がある程度共有化されていく必要がある。我々は、安全について、様々な立場の者が国民と共通に語り得る知識や理論を形成していかなければいけないのである。

2 「社会安全政策論」の試み

(1) 全体的な枠組みと現状の理解

筆者は、これまで「社会安全政策論」について、いくつかの小論を書いてきた⁶⁾が、いずれも全体の枠組みと政策手法を一覧する程度の概略的なものとどまっている。当たり前の事柄ばかりのように思われるであろうが、各人の経験や所属の違いから認識に相当の開きがあるので、目に見える形で一覧できるようにして、議論するための共通の土俵を作ることの意味があると考えている。

ア 政策手段の不完全性とコストの認識

政策手段というものは、全て限られた不完全なものである。万能や、完全という言葉は、現実世界の政策ではあり得ない。また、政策には必ずコストがかかる。コストには、①犯罪統制組織の設置運営に要する費用、例えば警察であれば国と都道府県の合計で年間3兆5,770億円（国民1人当たり約2万8,000円の負担）、②権限行使対象者の権利自由の制約、③各種規制による一般的自由・利益の制限⁷⁾、④一般市民の被害回避のための行動負担等が挙げられる。

イ 効果とコスト、コスト相互間のバランス

コストの分類は常識的なことでしかないが、それでも書くことによって分かってくることがある。コストをかければ効果は上がるが、収穫逦減の原理が働く。コスト相互間でも、あるコストを非常にかけて他のコストをあまりかけていない場合には、既に大きくなっている種類のコストをさら

に追加的に投入する効果は小さい。例えば、権限行使対象者の権利自由の制約を非常に小さいままとして、より安全を確保しようとする、その他のコストを非常に大きくせざるを得ない。逆に、各種規制による一般的自由・利益の制限（特段の理由がない対象について一般的に負担をさせるもの、例えば防犯カメラの被写体となる不利益）を小さくすると特定化された対象者への権利侵害の程度を大きいものとせざるを得ない。例えば、ドイツでは、特別の容疑等のない者の個人情報の収集利用を厳しく制約しているが、その一方で、具体的な疑い等の理由がある場合における対象者の権利自由の制限は、身元確認のための身体拘束などを含めて非常に幅広く認めている（③のコストを非常に小さくし、②のコストをより大きくしている。）。

必要なコストの一方のみを重視して小さいままにすると、他のコストを非常に大きいものにせざるを得なくなる。効果を維持しつつ全体としてのコストをより小さくする、又は全体としてのコストを維持しつつより大きな効果を得るには、限界効用の大きなコストを増やすことが必要となるはずである。コストを一覧的に見ることは、コスト相互のバランスを考えることにつながるものである。

（2）手法の機能的概観

政策手法として考えられるものについても、一通り全部を書き出してみることが大事である。「本来刑罰は何のためにあるのか」といった「本質論」ではなく、実際に果たしている機能をリストアップの方が生産的である（刑務所に収容することは、制裁予告の実現であると同時に犯罪能力の剝奪であり、刑務所で適切に指導するのであれば内面の改善であり、被害者から見れば正義の実現による満足でもある。）。本稿は手法の詳細を述べるのが目的ではないので、以下ではごく簡単に説明するにとどめる。

ア 犯罪行為を行う可能性のある者への対策

犯罪行為を行う可能性のある者への対策としては、①抑止のための介入、②物理的な犯罪能力の剝奪、③制裁又は利益剝奪の予告、④内面の改善、⑤社会的な地位獲得支援などがある。

犯罪を抑止するための介入において、警察が果たすべき役割は極めて大きい。近年、ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などについての権力的介入の必要性が指摘され、立法も行われているが、そのような特別の関係のない者の間の犯罪についても、警察の介入の重要性が高いことには変わりはない。

制裁又は利益の剝奪の予告は、行為企図者が、犯罪をすることで不利益を受ける、あるいは犯罪で得た利益を保持できなくなることを予期することを通じて、犯罪をしないようにさせるものである。この効果に限界があることを指摘する論者が多いが、効果に限界があるのはあらゆる政策に共通することであり、予告によって行わなくなる者がいることこそが重要である⁸⁾。予告自体に要するコストは小さいが、実際に行われないと認識されてしまえば効果はなくなる。このため、コストをかけて予告を実現し、多くの人々に、予告が実施される可能性が相当あると思わせなければならない。

犯罪対策の在り方を論ずる者には、内面の改善や社会的地位獲得支援を重視する傾向がある。しかし、成人に対する刑の執行では、専門的な処遇プログラムがこれまでなかったことに見られるように、積極的教育はあまり行われてきておらず⁹⁾、集団生活の規律に従わせること等を通じた広義の教育があったにとどまる。他方、保護司による支えや、警察を含めた少年の居場所作りなど、支援的施策に有用かつ適切なものが多いことは指摘のとおりである。ただ、再犯さえ抑止できればいいというものではない。無免許運転常習者について、刑務所で免許を取りやすくすれば再犯がなくなる、という主張がその極端な例である（筆者は、実際にこういう発言を矯正関係者から聞いたことがある。）。そのような措置は、不適格運転者の排除や免許処分による制裁機能の発揮を通じた交通安全の達成という運転免許制度そのものを否定するものである。支援的施策の評価には、正義の観点、社会規範への影響、制度の趣旨との関係からの吟味を欠かすことはできない。

イ 犯罪の増減に影響を与える社会的要因への対策

失業や集団への帰属意識の低下などが犯罪に影響を与えることは明らかであるが、政府が動員可能な資源、手法によって改善できないものは、政策論として取り上げることはできない。ある程度対象を絞ることが必要となる。例えば、①特定の地域・集団の失業問題等への政策的介入、②リスク要因の大きい者への支援的関与、③地域における社会化機能立て直し支援、④健全育成阻害要因の削減、⑤秩序感を損なう事態の解消といったものが挙げられる。近年、地域住民による安全確保のための取組みが進められてきているが、地域の清掃などによる秩序感の回復¹⁰⁾や、社会化機能立て直しの支援といった分野での貢献が特に期待される。

ウ 犯罪が行われる空間及び犯罪に利用されるものへの対策

犯罪が行われる空間及び犯罪に利用されるものへの対策は、状況的犯罪予防として近年脚光を浴び、市民も参加して様々な形で進められている。①警察等による警戒の実施、②市民の予防的行動への支援（個々人が犯罪被害を回避できるようにするための情報の提供、ボランティア団体等への支援など）、③犯行を困難とする環境設計、④犯罪被利用物・システム対策などが含まれる。いわゆるメーガン法に代表される性犯罪前歴者の氏名公表は、被害回避行動支援に当たる。環境設計としては、視認性の確保や防犯カメラの設置など、犯行企図者の被検挙確率予測を高めることを通じて犯行をしにくくする施策が進められているが、ネット空間におけるログの保存も同様の意味がある。犯罪に利用されるインフラ対策としては、従来からの盗品流通に関わる規制¹¹⁾に加えて、近年携帯電話や銀行口座売買に関する規制が行われているが、身元を偽ることを防ぐ観点からは、身分証明書類を偽造されないようにするための仕組み作りも、今後の課題になると思われる。

エ 犯罪発生後の被害を軽減する対策

犯罪発生後の被害を軽減する対策としては、①被害者支援、②二次被害防止、③正義の実現による満足等が考えられる。この分野では、犯罪被害者等基本法の制定に代表されるように、近年様々な施策が急速に進められている。刑罰を科することは、重大な犯罪の被害者にとって本質的な要求

事項であり、基本法の中でも、被害者の刑事手続への参加制度の創設が求められている。

3 今なぜ「社会安全政策論」か

(1) 政策決定のアリーナの変化

今日、社会安全政策論を必要とする第一の理由は、政策決定のアリーナが大きく変わったことである。かつては、中央省庁のある霞が関という閉じられた場において政策決定が行われていた。主管部局が省庁内協議、他省庁協議、内閣法制局、与党（部会・政務調査会・総務会）、国会というハードルを乗り越えていく障害物競走モデルでとらえられている¹²⁾。同時に、全会一致や少数見解に配慮した円滑な意思決定が強く期待されてきた結果、様々な当事者が事実上の拒否権を持つ構造が生まれた。目立たない形で展開される大半の政策分野では霞が関の中で意思決定が事実上完結する一方で、霞が関の内外で例え少数でも声高な反対論が主張されるような政策は、ハードルを越えることができないものとなっていた。その結果、根回しや既存の枠内に論議を圧縮することによって、明確な反対が生まれなくなることが重視された。

今日、意思決定の場は基本的に国民に見えるところに移り、「国民の声」が圧倒的な重みを持つに至った。与党は、霞が関で有効な解決策が作られないのであれば、積極的に議員提案もするし、野党も、国民の声を背景とする法案には、日弁連等の強い反対があったとしても、抵抗しないで成立させる。長くストップしていた少年法の改正が、平成12年に議員提案によって行われたのは、その象徴ともいえる^{13)、14)}。そのほかにも、ストーカー規制法や、危険運転致死傷罪創設を内容とする刑法改正など、議員立法と政府提案による立法の双方が展開されている。その背景には、政治主導の広がり¹⁵⁾と、国民の犯罪被害問題への重視がある。多くの国民が被害者の声に賛同して迅速な対策を求め、政治がそれに応えてきたといえる。

このように、今日、開かれた場での論議と国民による受け止めに踏まえた政治過程の判断によって政策決定が行われる場合が増大している。旧来

からの「専門家」の間でのみ通用する狭い論議に拘泥することなく、多くの国民に支持されることをめざした政策論を展開することが求められる。旧来の論議の幅の狭さ、関与者の固定性・閉鎖性を脱却し、より幅広い論議を、様々な人々とともに、開かれた形で展開していく必要があるのである¹⁶⁾。

(2) 理念明示の必要性

国民に開かれた政策論議の上では、何よりも、国民に納得を得られる理念を示さなければならない。理念を示さない限り、新たな政策を提示することはできないし、逆に他の立場からの提案にも対抗することができない。「構造改革」、「地球環境保全」といった理念が、近年強い影響力を持ってきた。このような理念に立った提言に対して、実態を踏まえた技術的議論で対抗しても、「抵抗勢力」とされてしまいかねない。反対するのであれば、単なる技術的な問題点の指摘ではなく、それと異なる新たな理念に則った政策の在り方を、積極的に明示することが必要なのである。

政治的意思決定の時代は、新たな政策展開を容易にする。積極的に新たな政策理念を提示し、様々な政策を主導していくことが政策提案者に求められる。単なる現状維持型の反対論を固守する存在は、官民を問わず、影響力を低下させざるを得ないし、その現状を維持できない。警察も、この点で例外扱いとされることはないであろう。

近年、犯罪被害者の保護・被害者の人権の重視、犯罪被害を防ぐための市民と警察等との共同行動といったものが、理念として提示されてきている。旧来の治安と人権の対立という図式ではなく、警察の権限行使によって被害を防ぐことが一般市民（潜在的被害者）の権利自由を保護するものである¹⁷⁾ことを直視し、警察と市民とが連携をして、犯罪被害から市民を守り、その権利自由を保護しようとするものである。このような理念を提示することによって、これまでとは異なる形で論議を行い、政策を展開することが可能となっている。今後、これらを踏まえた上で、社会安全のための政策論を一層展開することが、求められているといえる。

(3) 財政資源の制約と説明責任

政策を規定する極めて大きな条件は、いうまでもなく財政資源の制約である。しかも、近年、財政が危機的状況にあることが指摘され、公務員の削減をはじめとする資源分配の大幅削減が企図されている。このような時代に、これまでの資源分配を維持し、あるいはさらに新たな資源を求めようとするのであれば、その必要性が国民に十分に説明できなければならないことは当然である。今日の行政機関は、自ら政策を評価し、国民に対して説明責任を果たさなければならない。経費削減が国民によって求められ、政治上のアピールポイントになっている中で、犯罪統制組織がより大きな財政資源分配を得るためには、今日の社会における犯罪統制組織の果たすべき役割¹⁸⁾を十分踏まえた上で、それにどのような経費が必要で、かつ、本当に有効に用いられるということを説明しなければならない。

他方、警察の場合、実際の活動の詳細を具体的に国民に公表できないという制約がある。情報公開法の中で、警察に係わる不開示事由は、他の行政の場合に比べて広い（警察と防衛・外務の領域に関しては、行政機関の長の第一次的判断権が尊重される仕組みが広く認められている。）。このことは、警察が国民から与えられた任務を全うする上で必要なことではあるが、国民に実態と対策の必要性を認識・評価してもらう上で障害となり得る。

そこで、通常の情報公開ができないのであれば、それに代わるものとして、何らかの別の方法によって説明をするか、あるいは公安委員会などの警察を統制する仕組みを活用するといった方法を含めて、他の機関の場合以上に、国民の理解を得る努力が求められる。社会安全政策論を展開することは、この点でも意味があるものと考えられる。

(4) 議論を進めていく技術的な理由等

これまでの説明とは少し異なるが、今の不十分な（萌芽段階にある）社会安全政策論を論議する意味について一言述べておきたい。私は、不十分なものであるからこそ、公表して、意見を交換する意味が大きいと思っている。目に見える形で示すことは、論議を自覚的に進める上での第一歩で

あるからである。

さらに言えば、議論をし合う傾向を組織に広めたいという思いもある。組織の中で議論をしていないと、ムードや思いつきで決まったり、外での議論に耐えられなくなってしまうことにもなりかねない。事実在即したし、しっかりとした政策論を積み上げていく必要性を感じるのである。

4 今何をすべきか

(1) 警察の外に出て研究と論議の幅を広げる

警察の政策担当者は、外に出て、研究と論議の幅を広げる必要がある。他の機関や様々な市民団体などと接し、実情や行動理念を知り、関連する学問分野との交流を進めていくことが求められる。これまで、刑事法や行政法の分野などでは、多くの元幹部の尽力もあり、それなりの蓄積がある(警察政策学会はその大きな成果の一つである。)。しかし、それ以外の分野では蓄積が非常に少ない。例えば、日本犯罪社会学会や日本被害者学会の学術大会に行くと、法務省関係の人は相当数参加されているが、警察からの参加者はほとんどいない。研究と論議、交流の幅を広げる必要性をより認識する必要がある。

また、今日の政策論議において、経済学・公共政策系の比重が非常に高まってきている。近年公共政策大学院が設置されてきているが、東北大学を除いては、ほとんどが経済学系の知識がベースになっている。今後、経済系の官庁だけでなく、行政全体で経済学・公共政策系の言語によって政策論が展開されることとなることも予測される。筆者自身の反省もあるが、旧来の法学的知識のみではなく、経済学・公共政策系の言語、さらにはコンピュータ系の知識なども含めて、これからの不可欠な知的道具を身に付けていくための努力をしていかなければならないと思う。

(2) 現場・外国・歴史を学び、市民とともに考える

時代の要請に応える理念を明らかにするには、今の世論動向¹⁹⁾や時代状況²⁰⁾を知ることはもとより重要ではあるが、単にそれに適合する説を唱えれば足りるというものではない。現場・外国・歴史からより深く学ぶ

ことが必要である。我々は、今日、多くの文献にアクセスすることも、外国に行くことも、昔に比べればはるかに容易になっている。現場の状況を素早く知る手段もある。しかし、今の我々が現場・外国・歴史を深く学んでいるのかというと、条件のいいとはいえなかった昔の人に比べて、逆に落ちているのではないかという気すらする。

筆者は、最近、「高橋雄豺氏の「過去の警察への反省」を読む」という小論を書いた²¹⁾。高橋氏は、警視庁で交番勤務等をした後、高等文官試験に合格して内務省に入り、内務省警務課長、警視庁警務部長等を歴任した人物である。同氏は自らの現場経験も踏まえつつ、外国警察制度、日本警察史を含めた研究を行って、『警邏勤務論』、『英国警察制度論』、『明治警察史研究』など、極めて多くの著作を残されている。筆者は、同氏の著作に触れるたびに、現場、外国、歴史に根ざした論旨の深さと鋭さ明快さに驚嘆を覚えずにはいられない。前記の拙文は同氏が昭和22年に書いた「過去の警察への反省」²²⁾を紹介したものであるが、同氏はその中で、新たな警察の建設には過去の警察への深い反省が必要であるとし、戦前期において「日本の警察は世界1だ」と自己陶醉に耽っていて、実務を軽視し外国制度を導入するだけで実際の運営についての研究が不足していたことなどを厳しく批判している。今日の我々にも、熟読すべきものが含まれていると思う。

政策立案者には、表面的な建前や過去の理論の当てはめによって問題を矮小化するのではなく、実態を明らかにして、いかなる解決策があり得るのかを、正面から、市民とともに真剣に考える姿勢が必要である。筆者は、以前に、警察限りの非公式処理についてもあえて言及した²³⁾。警察という限られた資源の最適配分のために必要だと思うからである。様々な問題について、積極的に議論を提示していくべきだと考えている。

おわりに

我々が社会安全政策を展開していくに当たって、最後の拠り所となるのは、安全の重要性、言い換えれば被害者への思い入れではないか、と思っ

ている。安全を守るという言葉は、抽象論ではなく、実感を伴った重いものでなければならない。警察の外に出て交流を広めていくに当たって、被害者と向き合うことは、真っ先に取り組むべきことだと思う。

平成10年12月に公表された規制緩和委員会第一次見解では、運転免許の更新制度について、一定年齢まで不要とすることも含めて検討すべきこととされた。筆者はその直後に警察庁運転免許課長になったが、交通事故被害者遺族の声を紹介しつつ、更新後の事故の減少効果など更新制度を通じた事故防止の必要性を明らかにすることにより、幅広い賛同を得て、安全のための仕組みを維持することができた²⁴⁾。

気持ちにおいて被害者と結びつつ、情は情として、理は理として、政策論を展開していく必要がある、と個人的に思っている。

- 1) 吉田尚正「緊急治安対策プログラムについて」本誌56巻12号、鈴木基久「犯罪対策閣僚会議における「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の策定について」本誌57巻3号参照。このほか、東京都の取組みについて、竹花豊「東京都における緊急治安対策について」本誌57巻1号参照。
- 2) 例えば、渥美東洋「法の関心と法のコンセプトの変遷」比較法雑誌39巻2号
- 3) 講座開設の契機と内容等について、堤和通「中央大学社会安全政策論」本誌55巻6号参照。
- 4) 中央大学大学院総合政策研究科、立正大学社会学部に同名の講座があるほか、首都大学東京でも「刑事学」の名称で類似の講義が行われている。これらの状況について、森内彰「警察職員による大学教育の現状について」本誌58巻7号、小宮信夫「立正大学における「社会安全政策論」と警察」同号参照。
- 5) このことは、警察を管理する者が運営の責任を負わなくともよいということの意味しない。竹内直人「警察行政における「民意」の反映」『警察行政の新たな展開（上巻）』（2001年、東京法令出版）が述べるとおり、行政機関の責任者は、執政者としての国民／市民の代理人としてのプロ意識を高めつつ、顧客としての国民／市民に対するサービス提供としての日々の行政に当たるべきなのである。
- 6) 「社会安全政策の手法と理論(1)～(5)（未完）」捜査研究621～625号（警察政策研究センター紀要「警察政策研究」第8号に収録）、「政策論としての犯罪対策」犯罪社会科学研究29号及び「犯罪統御の手法」『犯罪の多角的検討（仮題）』（有斐閣、近刊予定）。
- 7) 「規制の政策評価」は、このコストと効果を明らかにするものである。規制影響分析について、荒川潤「規制の政策評価」のわが国内外の取組み動向と課題」本誌59巻4号参照。このほか、警察の規制に関してコストと効果を数値的に明らかにした例として、山本和毅「運転免許証の更新制度の規制緩和について」月刊交通2000年7月号がある（ただし、死亡事故を含む事故減少の効果を金額で表していることに関しては、被害者遺族から問題視されるなど、論議のあるところである。）。

8) 平成14年6月に施行された飲酒運転に対する刑罰の引き上げ、処罰対象の拡大及び点数処分強化によって、飲酒運転が大幅に減少した（法施行前の1年間と平成16年6月から17年5月までの1年間とを比べると、飲酒を伴わない事故の減少率が0.2%であったのに対し、飲酒を伴う事故の減少率は39.1%に達している。同様に、飲酒死亡事故件数、飲酒運転の取締り件数、行政処分件数からも、減少効果が明らかになっている。国家公安委員会・警察庁「事業評価書 飲酒運転」警察庁ウェブサイト参照。）。また、児童買春及び児童ポルノ禁止法の制定によって、インターネット上の日本発の潜在的違法コンテンツの占める割合は激減している（法制定前年の1998年が12%であったものが、99年は4%、2000年以降は1%以下になっている。）。

9) 心理技官として刑務所で勤務した経験者は、「現実の刑務所における処遇の二本柱は保安と作業である。（中略）分類処遇と累進処遇が理念どおりに動かないのは、一つには分類調査だけが存在していて、診断に対する処方箋（各種プログラム）が存在せず、結局は規律と刑務作業しか実質的なプログラムがないからである」と述べている（浜井浩一「矯正に期待する－行刑改革に思うこと」刑政116巻7号）。教育にかかる経費も、平成17年度予算では、人件費を除いて、少年院が1人1日当たり195円であるのに対し、刑務所の場合は13円に過ぎない。

10) ガーディアン・エンジェルス創設者、カーティス・スリワが最初に行ったのは、店舗前の清掃であった（小田啓二「NPOガーディアン・エンジェルの活動(上)」警察公論平成15年1月号）。また、ニューヨークにおける治安回復に大きく貢献したとされるBID（ビジネス改善地区）は、街の警備や環境改善、地区のイメージ向上などを活動目的の中心に置いているものが多く、94%が清掃サービス、79%が公的施設の保守管理や落書き除去、76%が独自の治安・公共警備サービスを実施している（『ジュリアーニ市政下のニューヨーク』（2001年、東京都）105頁）。

11) 河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』（2004年、岩波書店）は、日本では、流通を押さえるタイプの防犯が力を発揮していたが、近年この面の防犯力が低下してきていると指摘している（227頁以下）。

12) 岩井奉信『立法過程』（1988年、東京大学出版会）。なお、同じく立法過程を論じたものとして、中島誠『立法学』（2004年、法律文化社）がある（同書については、筆者の文献紹介（捜査研究649号）参照）。

13) 同法及び平成13年刑法改正の立法過程については、読売新聞政治部『法律はこうして生まれた』中公新書ラクレ（2003年、中央公論新社）参照。

14) 後藤弘子千葉大学教授は、平成12年の少年法改正について、「被害者の視点＝一般人の視点＝正しい視点」対「加害者の視点＝専門家の視点＝間違った視点」という位置付けが国民の間に成立し、専門家による問題点の指摘と反対意見が全く考慮されない結果となったと述べている（後藤弘子「日本の少年法研究の動向——改正少年法の成立と今後の課題——」犯罪社会科学研究26号）。

15) 待鳥聡史「小泉長期政権を支える政治改革の成果」中央公論2005年4月号参照。

16) 近年の警察改革、行刑改革、更生保護改革においては、いずれも、旧来の「専門家」以外の幅広い者を構成メンバーとする会議体が設けられ、従来にない論議が国民に開かれた形で行われ、その結果を基にした政策が国民の関心の下に展開されている。

17) 警察の権限行使による被害者等の保護に関し、拙稿「警察活動の基本的な考え方」

本誌51巻12号、拙稿「犯罪被害者に係る人権と警察行政」警察政策4巻1号参照。
 なお、藤田宙靖「21世紀の社会の安全と警察活動」警察政策4巻1号は、拙稿の見解を基本的に支持しつつ、補充性の原則があることなどを指摘している。

- 18) 安全安心を求める国民の声に応える必要があるだけでなく、「規制緩和」が進められる社会では、事後的な制裁をより確実に行うために、警察を含めた監視・執行組織の態勢強化が求められる（拙稿「規制緩和社会における警察の法執行」ジュリスト1228号参照）。
- 19) 世論の上では、安全が重視されており、例えば防犯カメラの設置にも圧倒的多数が賛成している（朝日新聞の平成16年1月調査では、商店街や人の集まる場所への防犯カメラの設置について、賛成が89%、反対が7%であった。）。なお、安全の重視とそのための警察の活動を求める世論は、近年になって生まれたものではない。例えば、京都大学が昭和52年に行った調査でも、警察は、国民の自由権利の擁護者として、裁判所を含む12の機関・集団の中の1位に位置付けられている（田中成明「権利意識と役割評価」『市民法学の形成と展開（下）』（1980年、有斐閣）、同「日本人の自由感覚・権利意識と警察イメージ」法学セミナー増刊『現代の警察』（1980年、日本評論社）参照）。
- 20) 時代状況の一つに、リバタリアニズム的なものの広がりがある。思想家等の間でリベラリズム的なものの復権を求める言説が広がっているのは、それに対抗するためのものといえる（東浩紀編『波状言論S改』（2005年、青土社）169頁以下参照。なお、同書では、リバタリアニズムと情報技術、監視社会との相性の良さについても言及されている。）。また、近年の特徴的傾向として、あらゆる権威の失墜、専門家に対する不信感の増大がみられる（河合前掲244頁参照）。伝統的な「専門家」によって軽視されてきた被害者への着目はこの結果という面もあるが、同時に、被害者が新たな権威となることに対する否定的反応を生むことにもつながる。
- 21) 拙稿「高橋雄豺氏の「過去の警察への反省」を読む」本誌58巻8号
- 22) 高橋雄豺「過去の警察への反省」警察研究18巻3号、4・5号
- 23) 前掲拙稿「社会安全政策の手法と理論(2)」捜査研究622号
- 24) 拙稿「更新制度の規制緩和への対応」月刊交通2000年7月号及び拙稿「運転免許制度の改正と今後の課題」本誌54巻9号参照。